

農地機構だより

～人と農地をつなぐ～ 第4号

(公財)しまね農業振興公社
(農地バンク)
2019年2月 発刊
松江市黒田町432番地1
0852-20-2871



所有者不明農地問題 - 受け手が借りやすい制度に…

平成30年11月16日に農業経営基盤強化促進法、農地法が改正され、「所有者不明農地」について新しい制度が導入されました。

新たな制度により、大きく変わったところを紹介します。

以前こんな悩みが…



- 共有者を探そうと思っても、数代にわたって未登記だと探すのが困難。
- 地域で機構による集積・集約を行ったけれど、相続未登記農地については、手をつけられず残ってしまった。
- いろいろ面倒なので、共有者全員が分からない相続未登記農地については手をつけられなかった。
- 頑張って共有者を見つけ出して、過半の方の同意を得たとしても、5年間しか利用権設定できない…。
- 遊休農地の手続き(農地法)もあるけれど、制度の進め方や、探索範囲、利用権設定の短さがネックになっていた…。

新制度でここが変わった!!

- 共有者(相続人)の一人でも、農地中間管理機構に貸すことができる。
- 農業委員会が探す相続人の範囲も、**登記名義人の配偶者と子まで等**に簡素化された。
- 利用権の設定期間も**5年から20年**と大幅に長期化された。
- 遊休農地の手続きによる裁定制度も、探索範囲の簡素化や、利用権の期間の長期化が同様に措置されて使いやすくなった。



農地を貸すには、相続人関係図を作って相続人を特定し、過半の同意をとる必要があった…

相続人ひとりひとりを調べなくてもよくなりました!!

長期にわたって、安定的に営農できるようになる!!

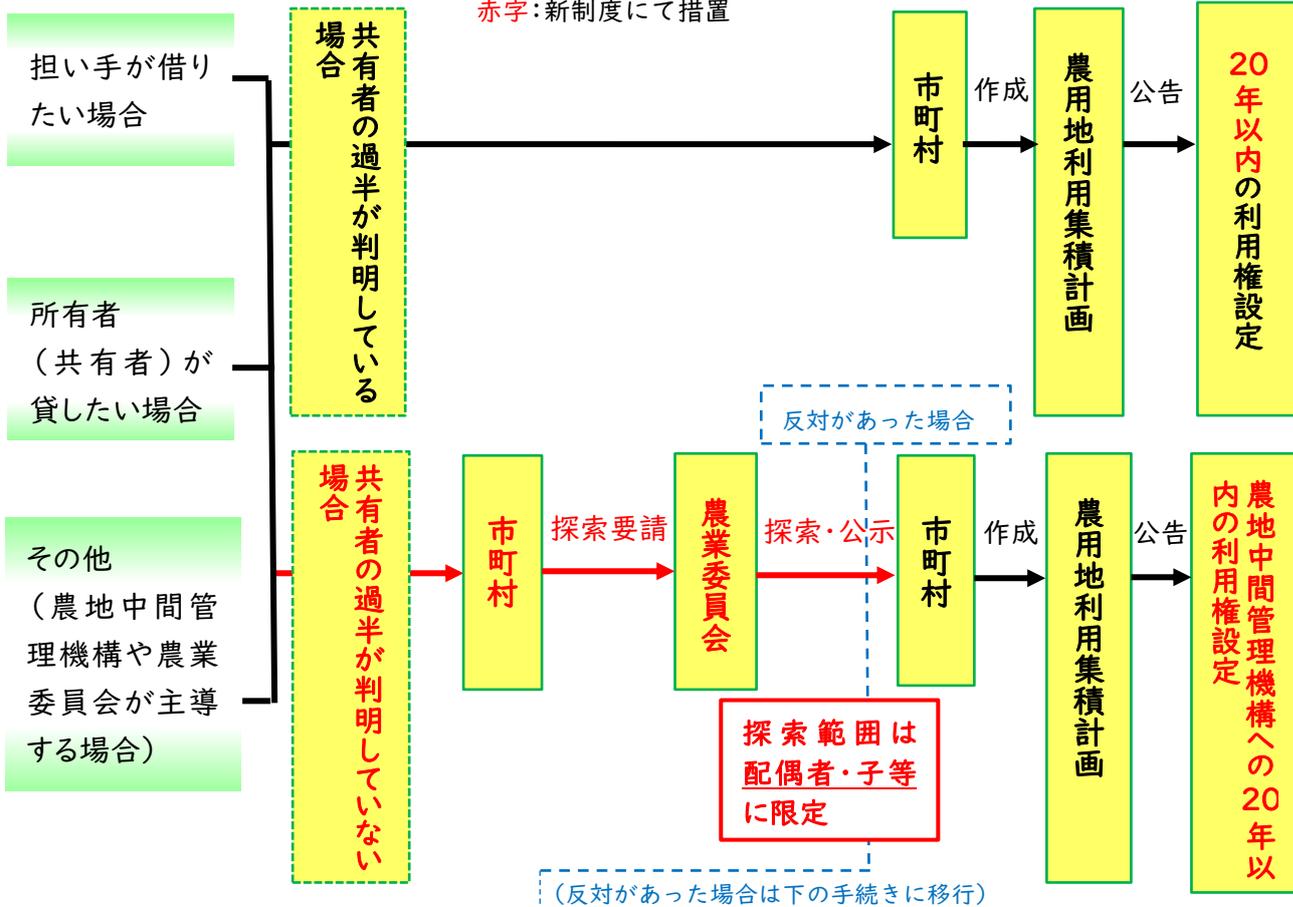


新制度の流れ

*従来は5年以内

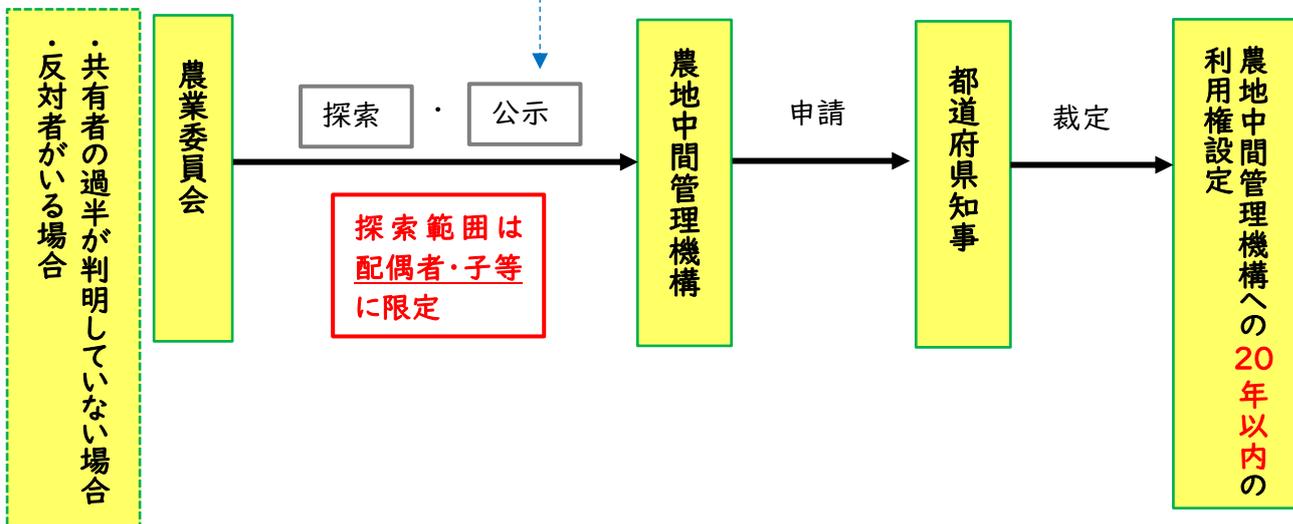
赤字:新制度にて措置

農業経営基盤強化促進法



遊休農地【農地法】

*従来は5年以内



編集後記

「立春」を過ぎました。今年は2月4日でしたが、暦上は、この日から立夏までが「春」とされています。が、まだ春を感じることができないのは私だけでしょうか？

今年はインフルエンザが全国的に流行しておりますが、皆様方におかれましてはくれぐれも身体には留意していただきたく思います。(JJ☆KN)

